

## AB32 におけるカリフォルニア州キャップ・アンド・トレード制度最終規則<sup>1</sup>の概要

平成 24 年 2 月 23 日  
環境省市場メカニズム室

### <経緯>

カリフォルニア州(以下「CA 州」という。)では、2009 年 12 月、カリフォルニア大気資源局(California Air Resources Board, CARB)が、2006 年に制定されたカリフォルニア州地球温暖化対策法(California Global Warming Solutions Act) (通称 Assembly Bill No.32, AB32) の 1990 年比±0 の目標達成に向け、キャップ・アンド・トレード制度を含む Climate Change Scoping Plan”を公表し、2010 年 12 月、キャップ・アンド・トレード制度に関する決議を採択した。

これに対して、2010 年 12 月、「怒る住民連合」(Association of Irrigated Residents)等の団体は、CARB が Scoping Plan に示されたキャップ・アンド・トレード制度の代替策についての十分な検討を怠ったなどとして CARB を提訴した。2011 年 3 月、サンフランシスコ上級裁判所は、同団体の訴えを認め、キャップ・アンド・トレード制度の代替策に関する十分な検討を怠ったことは環境品質法 (California Environmental Quality Act, CEQA) <sup>2</sup>に違反するとの判断を下した。2011 年 5 月、同裁判所は、CARB は CEQA を満たすまで、制度構築プロセスを進めてはならないと命じた。CARB は上訴し、2011 年 6 月、カリフォルニア州控訴裁判所は、CARB の訴えを認め、差し止め命令が解除された。2011 年 8 月、CARB は Scoping Plan に関する最新の政策分析を承認し、これを受けて、サンフランシスコ上級裁判所は 2011 年 12 月、代替策に関する十分な検討が行われたとして、差し止め命令を解除した。

訴訟による検討の遅れから、2011 年 6 月、CARB は同制度の遵守期間開始時期を当初予定していた 2012 年から 2013 年へと一年間延期することを発表し、パブリックコメントを経て、2011 年 10 月、最終規則を発表し、同月開催されたパブリックヒアリングにおいて、同規則を採択した。同規則は、2012 年 1 月 1 日より施行されている。

### <制度概要>

OAL が承認した最終規則より AB32 におけるキャップ・アンド・トレード型排出量取引制度の概要をまとめる。

対	期間 <sup>3</sup>	・ 遵守期間は 2013 年より開始
---	-----------------	--------------------

<sup>1</sup> カリフォルニア大気資源局 Final Regulation Order(December 22, 2011)  
<http://www.arb.ca.gov/regact/2010/capandtrade10/finalrevfro.pdf>

<sup>2</sup> カリフォルニア州の環境アセスメント法

<sup>3</sup> ”Final Regulation Order, Adopt Subchapter 10 Climate Change, Article 5, Sections 95800 to 96023, Title 17, California Code of Regulations, Article 5: California Cap on Greenhouse Gas Emissions and Market-based Compliance Mechanisms” § 95840

象		<ul style="list-style-type: none"> <li>➤ 第1 遵守期間：2013年1月1日～2014年12月31日の2年間</li> <li>➤ 第2 遵守期間：2015年1月1日～2017年12月31日の3年間</li> <li>➤ 第3 遵守期間：2018年1月1日～2020年12月31日の3年間</li> </ul>
	対象ガス <sup>4</sup>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ GHG 7 ガス (CO<sub>2</sub>、CH<sub>4</sub>、N<sub>2</sub>O、SF<sub>6</sub>、HFCs、PFCs、NF<sub>3</sub>) 及びその他 F-GHG</li> <li>・ ただし、バイオマス由来燃料の燃焼による排出や放出/プロセス排出は除く (報告義務にはカウントされる)</li> </ul>
	制度対象者／対象となる時期 <sup>5</sup>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 対象となる排出源及び対象となる時期は下記のとおりである。</li> <li>【第1 遵守期間 (2013年) から対象】</li> <li>(A) CA 州において、下記1つ以上に該当する施設の運営者で、2008～2010年のいずれかの年の報告済み/報告検証済み年間排出量が25,000t-CO<sub>2</sub>以上の事業者 <ul style="list-style-type: none"> <li>- セメント製造、熱電併給、ガラス製造、水素製造、鉄鋼製造、石灰製造、硝酸製造、石油及び天然ガスシステム、石油精製、紙パルプ製造、自家発電、固定燃焼</li> </ul> </li> <li>(B) 電力の一次供給者 <ul style="list-style-type: none"> <li>- 発電施設：CA 州に所在し、年間排出量が 25,000t-CO<sub>2</sub>以上の発電施設の運営者</li> <li>- 電力輸入事業者：①年間排出量が 25,000t-CO<sub>2</sub>以上<sup>6</sup>の特定電力源からの電力輸入事業者、②非特定電力源からの電力輸入事業者</li> </ul> </li> <li>(C) CO<sub>2</sub>の供給者：年間 25,000t-CO<sub>2</sub>以上の CO<sub>2</sub>供給者</li> <li>【第2 遵守期間 (2015年) から対象】</li> <li>・ 2011～2014年のいずれかの年の報告済み/報告検証済み年間排出量が25,000t-CO<sub>2</sub>以上の事業者</li> <li>(D) 天然ガス供給者：CA 州内に天然ガスを供給する下記の事業者 <ul style="list-style-type: none"> <li>- CA 州で運営する公益ガス会社 (public utility gas corporation)</li> <li>- CA 州で運営する公営天然ガス供給事業者 (publicly owned natural gas utility)</li> </ul> </li> </ul>

<sup>4</sup> § 95810 及び § 95852.2

<sup>5</sup> § 95811～ § 95814、 § 95851

<sup>6</sup> 特定電力源からの電力輸入者については、第2 遵守期間以降は年間排出量が 25,000t-CO<sub>2</sub>以上との裾切り値はなくなる。

		<p>- 上記以外で、天然ガスを最終消費者に直接供給する州内パイプラインの運営者</p> <p>(E) RBOB (Reformulated Gasoline Blendstock for Oxygenate Blending) 及び蒸留燃料油 (distillate fuel oil、灯油、ディーゼル燃料等の総称) の保有者、又は当該燃料を CA 州内に輸入する者</p> <p>(F) 液化石油ガスの供給者：CA 州において液化石油ガスを製造する製油所の運営者、液化石油ガスを製造するために天然ガス液を分離する施設の運営者、又は CA 州内への液化石油ガスの荷受人 (consignee)</p> <p>(G) 上記 (D) ~ (F) に示した燃料の混合燃料の提供者</p> <p><b>【制度対象者以外の参加者】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>• opt-in 対象事業者 (opt-in covered entity)：年間排出量が裾切り値未満だが自主的に本制度への参加を選択可能。opt-in 対象事業者は、制度対象者と同様の報告、検証、遵守義務を負う。</li> <li>• 自主的関連事業者 (Voluntarily Associated Entities, VAE)：制度対象者及び opt-in 対象事業者以外で、 <ul style="list-style-type: none"> <li>① 排出枠の購入、所有、売却、及び自主的な償却を行う事業者、</li> <li>② オフセットプロジェクト又は早期行動オフセットプロジェクトを運営する者</li> <li>③ 商品取引所法 (Commodities Exchange Act) に基づき、米国商品先物取引委員会 (CFTC) に登録しているデリバティブ清算機関で、本制度の登録事業者間における排出枠取引のクリアリングサービスを提供し、クリアリングに際して一時的にのみ排出枠を保有する事業者</li> </ul> </li> </ul>																				
排出枠	州全体の削減目標 <sup>7</sup>	CA 州の GHG 排出量を 2020 年までに 1990 年レベルに抑制する。																				
の総量	排出枠の総量の設定 <sup>8</sup>	<p>• 各年における排出枠総量を、下表のように定める。</p> <table border="1" data-bbox="555 1626 1275 1948"> <thead> <tr> <th>遵守期間</th> <th>年</th> <th>排出枠総量 (百万 t-CO<sub>2</sub>)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">第 1 遵守期間</td> <td>2013</td> <td>162.8</td> </tr> <tr> <td>2014</td> <td>□159.7</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">第 2 遵守期間</td> <td>2015</td> <td>394.5</td> </tr> <tr> <td>2016</td> <td>382.4</td> </tr> <tr> <td>2017</td> <td>370.4</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">第 3 遵守期間</td> <td>2018</td> <td>358.3</td> </tr> <tr> <td>2019</td> <td>346.3</td> </tr> </tbody> </table>	遵守期間	年	排出枠総量 (百万 t-CO <sub>2</sub> )	第 1 遵守期間	2013	162.8	2014	□159.7	第 2 遵守期間	2015	394.5	2016	382.4	2017	370.4	第 3 遵守期間	2018	358.3	2019	346.3
遵守期間	年	排出枠総量 (百万 t-CO <sub>2</sub> )																				
第 1 遵守期間	2013	162.8																				
	2014	□159.7																				
第 2 遵守期間	2015	394.5																				
	2016	382.4																				
	2017	370.4																				
第 3 遵守期間	2018	358.3																				
	2019	346.3																				

<sup>7</sup> <http://www.arb.ca.gov/cc/ab32/ab32.htm>

<sup>8</sup> § 95841

		2020	334.2
排出枠の設定方法／対象 <sup>9</sup>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ (1)排出枠価格緩和リザーブ、(2)先行オークション、(3) 自主的再生可能電力リザーブ、(4) 電力価格高騰防止措置としての電力供給業者への無償割当、(5) 移行支援及び炭素リーケージ対策としての産業部門への無償割当に用いられる排出枠を取り置き、残りの排出枠を全てオークションにて割り当てる。</li> </ul> <p>(1) 排出枠価格緩和リザーブ(Allowance Price Containment Reserve)<sup>10</sup></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ CARB は排出枠価格緩和リザーブ口座を開設し、各年における排出枠総量から、2013～2014年は1%、2015～2017年は4%、2018～2020年は7%を同リザーブへ移転する。リザーブした排出枠は固定価格で販売する(詳細は後述)。</li> </ul> <p>(2) 先行オークション<sup>11</sup></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ CARB はオークション保有口座を開設し、2015～2020年の排出枠総量の10%を同口座へ移転する。同排出枠は、通常のオークションにおいて販売される(詳細は後述)。</li> </ul> <p>(3) 自主的再生可能電力リザーブ(Voluntary Renewable Electricity Reserve)<sup>12</sup></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ CARB は自主的再生可能電力リザーブ口座を開設し、各年における排出枠総量から、2013～2014年は0.5%、2015～2020年は0.25%を同口座へ移転する。</li> <li>・ 2014年以降、毎年7月1日までに、自主的再生可能電力の最終利用者等は、前年にCA州に直接送電された再生可能電力又は再生可能エネルギークレジット(REC)の購入に対して、同リザーブから排出枠の取消しをCARBに申請可能。</li> </ul> <p>(4) 電力価格高騰防止措置としての電力供給業者への無償割当<sup>13</sup></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ CARB は、対象となる電力供給業者に対して2013～2020年まで毎年9,770万t-CO<sub>2</sub>にキャップ調整係数(年ごとに異なる係数を設定)を乗じて算出した排出枠を無償で割り当てる。各事業者へ無償割当される排出枠量は、上記で算出した総排出枠量に事業者ごとに設定された割当係数<sup>14</sup>を乗じて算出し、2013年排出枠は2012年7月15日、2014～2020年排出枠は前年11月1日に割り当てられる。</li> <li>・ 民間電力供給者(IOU)は、限定的利用保有口座(limited use holding</li> </ul>		

<sup>9</sup> § 95870

<sup>10</sup> § 95870(a)

<sup>11</sup> § 95870(b)

<sup>12</sup> § 95870(c)、§ 95841.1

<sup>13</sup> § 95870(d)、§ 95892

<sup>14</sup> 割当係数は、各電力供給業者のエネルギー効率改善予測、再生可能エネルギー源への早期投資、電力消費者の費用負担の3つの要素に基づき算出。

account) を開設し、同口座に排出枠の割当を受ける。一方、公営電力供給業者 (POU) 又は電力協同組合 (Electrical Cooperative) は、排出枠の割当先として限定的利用保有口座か遵守口座かを選択可能である。限定的利用保有口座で保有される排出枠は、オークション用途でしか用いることができない。オークション収益は、電力供給業者が電力消費者の利益のために用いなければならず、収益用途について毎年報告するよう義務付けられている。

**(5) 移行支援及びリーケージ対策としての産業部門への無償割当<sup>15</sup>**

- ・産業支援策として、32 の産業部門に対する無償割当を行う。CARB は 2012～2019 年の毎年 11 月 1 日までに、各対象事業者の保有口座へ排出枠を割り当てる。
- ・無償割当の量は、ベンチマーク及び産業支援係数 (対象部門をリーケージリスクの程度により高・中・低の 3 タイプに区分し、設定される係数) により算出される。ベンチマークは製品単位で設定され、18 部門 28 製品でベンチマーク値が整備されている。(製品ベンチマークのない業種には、熱ベンチマークを適用。)

リーケージリスク	産業支援係数		
	第 1 遵守期間	第 2 遵守期間	第 3 遵守期間
高 (16 部門)	100%	100%	100%
中 (13 部門)	100%	75%	50%
低 (3 部門)	100%	50%	30%

<sup>15</sup> § 95870(e)、§ 95891

<p>オークション 16</p>	<p>通常のオークションでは、先行オークション用に取り置かれる将来のビ ンテージの排出枠及びオークション実施年の排出枠を販売する。</p> <table border="1"> <tr> <td>時期</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>2012 年は、8 月 15 日及び 11 月 14 日の 2 回</li> <li>2013 年以降は、四半期ごと（2、5、8、11 月の第 12 営業日）</li> </ul> </td> </tr> <tr> <td>方式</td> <td>単一回封印入札均一価格方式</td> </tr> <tr> <td>実施者</td> <td>CARB 又は CARB が指定する事業者</td> </tr> <tr> <td>販売される排出枠の種類</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>通常のオークションとして、オークション実施年の現行年の排出枠を販売する。（2013 年以降）</li> <li>先行オークションとして、先行オークション用に取り置いた排出枠のうち、オークション開催年から 3 年後の排出枠を販売する。（2012 年以降）</li> <li>オークションにかけられる排出枠の 25% を超えない範囲で、過去のオークションで売れ残った排出枠をオークション可能。</li> <li>併せて、無償割当を受けた電力供給業者も自らの限定的利用保有口座内の排出枠をオークションにかけることが可能。</li> </ul> </td> </tr> <tr> <td>販売単位</td> <td>1,000t-CO<sub>2</sub></td> </tr> <tr> <td>参加者</td> <td>制度対象者及びオークション参加者として登録した者（オークションの 30 日前までに参加登録）</td> </tr> <tr> <td>最低価格</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>US\$10/t-CO<sub>2</sub> の最低価格を設定。</li> <li>2014 年以降は、毎年 5% + インフレ率（消費者物価指数により算出）分、最低価格を上昇させる。</li> </ul> </td> </tr> <tr> <td>購入上限</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>2012～2014 年に開催するオークションに購入上限を設定する。 <ul style="list-style-type: none"> <li>現行年の排出枠：①制度対象者（及び opt-in 対象事業者）はオークションにかけられる排出枠の 15%、②電力供給業者は制限なし、③その他のオークション参加者はオークションにかけられる排出枠の 4% まで購入可能。</li> <li>将来の排出枠の先行オークション：25%</li> </ul> </li> </ul> </td> </tr> <tr> <td>収益</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>収益は、①大気汚染対策基金（Air Pollution Control Fund）への拠出、②電力供給業者へ配分（電力供給業者が限定的利用保有口座からオークションにかけた排出枠は、電力消費者の利益のために用いる）する。</li> </ul> </td> </tr> </table>	時期	<ul style="list-style-type: none"> <li>2012 年は、8 月 15 日及び 11 月 14 日の 2 回</li> <li>2013 年以降は、四半期ごと（2、5、8、11 月の第 12 営業日）</li> </ul>	方式	単一回封印入札均一価格方式	実施者	CARB 又は CARB が指定する事業者	販売される排出枠の種類	<ul style="list-style-type: none"> <li>通常のオークションとして、オークション実施年の現行年の排出枠を販売する。（2013 年以降）</li> <li>先行オークションとして、先行オークション用に取り置いた排出枠のうち、オークション開催年から 3 年後の排出枠を販売する。（2012 年以降）</li> <li>オークションにかけられる排出枠の 25% を超えない範囲で、過去のオークションで売れ残った排出枠をオークション可能。</li> <li>併せて、無償割当を受けた電力供給業者も自らの限定的利用保有口座内の排出枠をオークションにかけることが可能。</li> </ul>	販売単位	1,000t-CO <sub>2</sub>	参加者	制度対象者及びオークション参加者として登録した者（オークションの 30 日前までに参加登録）	最低価格	<ul style="list-style-type: none"> <li>US\$10/t-CO<sub>2</sub> の最低価格を設定。</li> <li>2014 年以降は、毎年 5% + インフレ率（消費者物価指数により算出）分、最低価格を上昇させる。</li> </ul>	購入上限	<ul style="list-style-type: none"> <li>2012～2014 年に開催するオークションに購入上限を設定する。 <ul style="list-style-type: none"> <li>現行年の排出枠：①制度対象者（及び opt-in 対象事業者）はオークションにかけられる排出枠の 15%、②電力供給業者は制限なし、③その他のオークション参加者はオークションにかけられる排出枠の 4% まで購入可能。</li> <li>将来の排出枠の先行オークション：25%</li> </ul> </li> </ul>	収益	<ul style="list-style-type: none"> <li>収益は、①大気汚染対策基金（Air Pollution Control Fund）への拠出、②電力供給業者へ配分（電力供給業者が限定的利用保有口座からオークションにかけた排出枠は、電力消費者の利益のために用いる）する。</li> </ul>
時期	<ul style="list-style-type: none"> <li>2012 年は、8 月 15 日及び 11 月 14 日の 2 回</li> <li>2013 年以降は、四半期ごと（2、5、8、11 月の第 12 営業日）</li> </ul>																		
方式	単一回封印入札均一価格方式																		
実施者	CARB 又は CARB が指定する事業者																		
販売される排出枠の種類	<ul style="list-style-type: none"> <li>通常のオークションとして、オークション実施年の現行年の排出枠を販売する。（2013 年以降）</li> <li>先行オークションとして、先行オークション用に取り置いた排出枠のうち、オークション開催年から 3 年後の排出枠を販売する。（2012 年以降）</li> <li>オークションにかけられる排出枠の 25% を超えない範囲で、過去のオークションで売れ残った排出枠をオークション可能。</li> <li>併せて、無償割当を受けた電力供給業者も自らの限定的利用保有口座内の排出枠をオークションにかけることが可能。</li> </ul>																		
販売単位	1,000t-CO <sub>2</sub>																		
参加者	制度対象者及びオークション参加者として登録した者（オークションの 30 日前までに参加登録）																		
最低価格	<ul style="list-style-type: none"> <li>US\$10/t-CO<sub>2</sub> の最低価格を設定。</li> <li>2014 年以降は、毎年 5% + インフレ率（消費者物価指数により算出）分、最低価格を上昇させる。</li> </ul>																		
購入上限	<ul style="list-style-type: none"> <li>2012～2014 年に開催するオークションに購入上限を設定する。 <ul style="list-style-type: none"> <li>現行年の排出枠：①制度対象者（及び opt-in 対象事業者）はオークションにかけられる排出枠の 15%、②電力供給業者は制限なし、③その他のオークション参加者はオークションにかけられる排出枠の 4% まで購入可能。</li> <li>将来の排出枠の先行オークション：25%</li> </ul> </li> </ul>																		
収益	<ul style="list-style-type: none"> <li>収益は、①大気汚染対策基金（Air Pollution Control Fund）への拠出、②電力供給業者へ配分（電力供給業者が限定的利用保有口座からオークションにかけた排出枠は、電力消費者の利益のために用いる）する。</li> </ul>																		
<p>排出枠価格緩和リザーブの 販売<sup>17</sup></p>	<p>排出枠価格緩和リザーブは、下記の方法にて販売する。</p> <table border="1"> <tr> <td>時期</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>第 1 回は、2013 年 3 月 8 日に実施。</li> <li>以降は、4 半期ごとの各オークションから 6 週間後に実施。</li> </ul> </td> </tr> <tr> <td>販売される排出枠</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>各年の排出枠総量から、2013～2014 年は 1%、2015～2017 年は 4%、2018～2020 年は 7% 取り置いた排出枠（現行年分）を販売。</li> </ul> </td> </tr> <tr> <td>方式</td> <td>固定価格販売</td> </tr> <tr> <td>実施者</td> <td>CARB 又は CARB が指定する事業者</td> </tr> <tr> <td>参加者</td> <td>制度対象者（opt-in 対象事業者を含む）のみ</td> </tr> <tr> <td>販売量</td> <td>毎回リザーブ内の全ての排出枠を販売</td> </tr> <tr> <td>販売額</td> <td>販売価格は、3 種類（2013 年は 40 ドル/t-CO<sub>2</sub>、45 ドル</td> </tr> </table>	時期	<ul style="list-style-type: none"> <li>第 1 回は、2013 年 3 月 8 日に実施。</li> <li>以降は、4 半期ごとの各オークションから 6 週間後に実施。</li> </ul>	販売される排出枠	<ul style="list-style-type: none"> <li>各年の排出枠総量から、2013～2014 年は 1%、2015～2017 年は 4%、2018～2020 年は 7% 取り置いた排出枠（現行年分）を販売。</li> </ul>	方式	固定価格販売	実施者	CARB 又は CARB が指定する事業者	参加者	制度対象者（opt-in 対象事業者を含む）のみ	販売量	毎回リザーブ内の全ての排出枠を販売	販売額	販売価格は、3 種類（2013 年は 40 ドル/t-CO <sub>2</sub> 、45 ドル				
時期	<ul style="list-style-type: none"> <li>第 1 回は、2013 年 3 月 8 日に実施。</li> <li>以降は、4 半期ごとの各オークションから 6 週間後に実施。</li> </ul>																		
販売される排出枠	<ul style="list-style-type: none"> <li>各年の排出枠総量から、2013～2014 年は 1%、2015～2017 年は 4%、2018～2020 年は 7% 取り置いた排出枠（現行年分）を販売。</li> </ul>																		
方式	固定価格販売																		
実施者	CARB 又は CARB が指定する事業者																		
参加者	制度対象者（opt-in 対象事業者を含む）のみ																		
販売量	毎回リザーブ内の全ての排出枠を販売																		
販売額	販売価格は、3 種類（2013 年は 40 ドル/t-CO <sub>2</sub> 、45 ドル																		

<sup>16</sup> § 95910～§ 95912

<sup>17</sup> § 95913

		t-CO <sub>2</sub> 、50 ドル/t-CO <sub>2</sub> 。以降、毎年5%+インフレ率を加算し段階的に上昇)あり、参加者はいずれの価格帯にも応札可能。
	条件	本リザーブより購入される排出枠は、購入した事業者の償却口座に直接振り込まれ、遵守目的以外に用いることはできない。
バンキング <sup>18</sup>	無制限に可能	
ボローイング <sup>19</sup>	不可	

---

<sup>18</sup> § 95922、§ 95856(b)(2)

<sup>19</sup> § 95856(b)(2)

<p>遵守 オ プ シ ョ ン</p>	<p>外部クレジットの利用<sup>20</sup></p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ CARB が認める他の排出量取引制度の排出枠及びオフセット・クレジット、州内外のオフセット・クレジット、早期行動オフセット・クレジット、セクター別オフセット・クレジットを活用することができる。</li> <li>・ CARB が認める他の排出量取引制度の排出枠については利用上限はないが、オフセット・クレジットについては遵守義務量の 8 % を利用上限とする。</li> </ul>
	<p>オフセット・クレジット種類</p>	<p>(1) CARB オフセット・クレジット<sup>21</sup></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ CARB が発行するオフセット・クレジット (CARB Offset Credit) は、下記の要件を満たすものとする。 <ul style="list-style-type: none"> <li>➢ 2007 年 1 月以降に開始されていること。事業実施期間は、炭素隔離事業の場合は 10～30 年、炭素隔離以外の場合は 7～10 年とする。</li> <li>➢ 米国国内及びその領域、カナダ及びメキシコにおいて実施される GHG 削減又は吸収事業 (オゾン破壊物質事業、家畜事業、都市植林事業、米国森林事業) であること。</li> <li>➢ CARB が承認するオフセット手順書 (Compliance Offset Protocol) に則り、追加性、確実性、定量可能性、永続性等の要件を満たしていること。</li> <li>➢ モニタリング・報告・記録保持がなされ、CARB が認定した検証機関による検証を受けていること。</li> </ul> </li> <li>・ クレジットは、レジストリ・オフセット・クレジット (Registry Offset Credit) としてオフセット事業レジストリ上に発行される。これを CARB オフセット・クレジットに転換させることにより、制度遵守目的に使用することができる。</li> </ul> <p>(2) 早期行動オフセット・クレジット<sup>22</sup></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 早期行動オフセット・クレジットは下記の要件を満たす自主的な GHG 削減又は吸収事業とする。 <ul style="list-style-type: none"> <li>➢ 2013 年 12 月 31 日以前に早期行動オフセットプログラムに登録されること。事業実施期間は、2005 年 1 月 1 日～2014 年 12 月 31 日とする。</li> <li>➢ 米国内における事業であること。</li> <li>➢ Climate Action Reserve による米国家畜事業、都市植林事業、米国オゾン破壊物質事業、森林事業のいずれかのオフセット定量化方法論を用いること。</li> <li>➢ CARB が認定した検証機関による検証を受けていること。</li> </ul> </li> </ul>

<sup>20</sup> § 95821、§ 95940～§ 95942、§ 95854

<sup>21</sup> § 95970～§ 95988

<sup>22</sup> § 95990



		<p>(3) セクター別オフセット・クレジット(REDD)<sup>23</sup></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 途上国（又は途上国の地方行政主体）の特定部門におけるセクター別オフセット・クレジット（REDD 計画から創出されるクレジット）を想定。</li> <li>・ セクター別オフセット・クレジットプログラムは、ホスト行政主体によるセクタープランが策定されること、モニタリング・報告・検証・遵守に係るシステムの透明性が確保されること、同プログラムから創出されるクレジットの確実性、追加性、定量可能性、永続性等の要件を満たすものであるかを検討する。</li> <li>・ 同クレジットの遵守目的での利用は、第1及び第2 遵守期間においてはオフセット・クレジット活用可能総量の25%、以降は同50%を超えないものとする。</li> </ul>
	他制度とのリンク <sup>24</sup>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 他の排出量取引制度とのリンクが認められた場合は、リンク先の制度で発行された排出枠及びオフセット・クレジット又はセクター別クレジットを遵守義務の履行に活用することができる。</li> </ul>
算定報告と	報告・検証義務	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 「義務的 GHG 排出量報告規則（Regulation for the Mandatory Reporting of Greenhouse Gas Emissions, MRR<sup>26</sup>）」を適用する。</li> <li>・ 対象事業者は、報告した排出量報告データについて、認定を受けた第三者機関による検証を受けなければならない。</li> </ul>
	報告時期	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 暦年1年ごとに報告。</li> <li>・ 電力事業者を除く対象事業者は、4月1日までに前年の排出量データを報告、9月1日までに第三者検証を受ける。</li> <li>・ 電力事業者は、6月1日までに前年の排出量データを報告、9月1日までに第三者検証を受ける。</li> </ul>
償却 <sup>27</sup>		<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 2013年以降の検証済み排出実績について、毎年及び遵守期間終了後に分けて、排出枠及びクレジットを償却（保有口座から遵守口座へ移転）する。 <ul style="list-style-type: none"> <li>➤ (a) 毎年の償却義務：遵守期間のうち、最終年を除く年については、該当する暦年の検証済み排出実績の30%を、翌年11月1日までに償却する。</li> <li>➤ (b) 遵守期間終了後の償却義務：当該遵守期間の検証済み排出実績から、上記(a)を差し引いた排出量に相当する排出枠及びクレジットを、遵守期間終了後の11月1日までに償却する。</li> </ul> </li> </ul>

<sup>23</sup> § 95991～§ 95995、§ 95854(c)

<sup>24</sup> § 95940～§ 95943

<sup>25</sup> § 95850(a)及び“Proposed Amendments to the Regulation for Mandatory Reporting of Greenhouse Gas Emissions” § 95103

<sup>26</sup> <http://www.arb.ca.gov/regact/2010/ghg2010/mrrfro.pdf>

<sup>27</sup> § 95855、§ 95856

<p>不遵守時の措置<sup>28</sup></p>	<p><b>【排出枠の不足】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 十分な排出枠を償却しない事業者は、不足する排出枠の4倍の排出枠又はクレジットを、償却期限後に行われる最初のオークション又はリザーブ販売のどちらか遅い方の実施日から5日以内に提出する。 <ul style="list-style-type: none"> <li>➢ 提出する排出枠又はクレジットの少なくとも4分の3は、本制度の排出枠又はリンクした他の排出量取引制度の排出枠を用いなければならない。</li> <li>➢ 当該排出枠の用途について、1 t-CO<sub>2</sub>の不遵守に対して提出された4 t-CO<sub>2</sub>の排出枠又はクレジットのうち、1 t-CO<sub>2</sub>分の排出枠又はクレジットは、事業者の償却義務を満たすために償却口座へ移転されるが、残り3 t-CO<sub>2</sub>分の排出枠又はクレジットは、オークション保有口座へ移転する。</li> </ul> </li> </ul> <p><b>【排出実績の過小報告】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 排出枠の償却後、MRRにおいて排出実績を過小報告したことを、監査や他の情報によりCARBが発見した場合、以下の措置を講じる。 <ul style="list-style-type: none"> <li>➢ CARBが過小と判断した排出量が、実排出量の5%未満の場合、当該事業者に対する追加の行動は求められない。</li> <li>➢ 5%以上の場合、当該事業者は6ヶ月以内に追加の排出枠（本制度の排出枠又はリンクした他制度の排出枠）を償却しなければならない。</li> </ul> </li> </ul>
<p>登録簿<sup>29</sup></p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 排出枠及びクレジットの追跡システムを整備し、CARB又はCARBが契約する事業者が口座管理者となる。口座の種類は以下のとおり。</li> <li>・ CARBは、該当する事業者に下記の口座を開設する（1事業者に対して1つの口座を開設）。 <ul style="list-style-type: none"> <li>➢ 保有口座（Holding Account）：制度対象者、opt-in対象事業者又はVAEに対して開設。</li> <li>➢ 限定的利用保有口座（Limited Use Holding Account）：電力供給事業者に対して開設。同口座の排出枠はオークション保有口座にのみ移転可能。</li> <li>➢ 遵守口座（Compliance Account）</li> <li>➢ 取引所クリアリング保有口座（Exchange Clearing Holding Account）：VAEのうち、「商品取引所法（Commodities Exchange Act）に基づき、米国商品先物取引委員会（CFTC）に登録しているデリバティブ清算機関で、本制度の登録事業者間における排出枠取引のクリアリングサービスを提供し、クリアリングに際して</li> </ul> </li> </ul>

<sup>28</sup> § 95857、§ 95858

<sup>29</sup> § 95830、§ 95831

	一時的にのみ排出枠を保有する事業者」として CARB が承認した事業者に対して開設。
--	--

### <参考：CA 州地球温暖化対策法（AB32）と排出量取引制度>

AB32 における削減目標達成の手段として、キャップ・アンド・トレード型排出量取引制度の導入を初め、下記に挙げる様々な政策手段を組み合わせるとしている。

- 現行の省エネプログラム、建物と設備性能基準の拡大強化
- RPS (Renewables Portfolio Standard) を 33%にまで拡大
- 西部気候イニシアティブ (WCI) 参加州のプログラムとリンクするようなキャップ・アンド・トレード型排出量取引制度の導入
- 車の燃費基準、物品の適切な輸送、低炭素燃料基準などの現行の州法や政策の実施

排出量取引制度では、2020 年時点において同州の CO<sub>2</sub> 排出量の 85%を占めると予想される電力、輸送燃料、天然ガス、大規模産業部門を対象とする。同対象部門は、排出量取引制度以外の規制措置（省エネ基準、効率性プログラム、直接規制）によっても排出削減が進むと考えられるが、それぞれの削減内訳は以下のように見積もられている。

- BAU シナリオによる 2020 年の対象部門からの排出量は 5 億 1,200 万 t-CO<sub>2</sub>。
- 排出量取引制度以外の対策を講じた場合、1 億 1,200 万 t-CO<sub>2</sub> が削減可能で、対象部門からの排出量は 4 億 t-CO<sub>2</sub> に抑制可能である。
- AB32 の目標達成には、対象部門からの排出量を 3 億 6,500 万 t-CO<sub>2</sub> に抑えることが必要であり、このためには 4 億 t-CO<sub>2</sub> から追加的に 3,500 万 t-CO<sub>2</sub> の排出削減が必要であり、この部分を排出量取引制度により達成する。

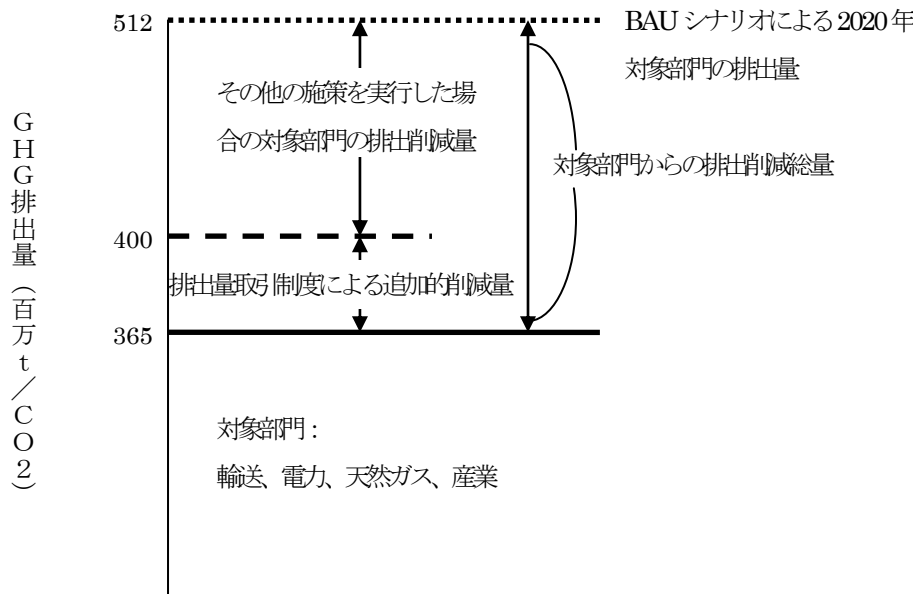


図 1 : 2020 年時点の排出量取引制度対象部門の排出量

削減の部門別内訳は以下のとおりである。

表 1: キャップ・アンド・トレード制度下の部門別排出削減義務量 (単位: 百万 t-CO<sub>2</sub>)

部 門	2020 年 BAU 排出量予 測		排出量取引制度以外の規 制措置を講じた場合の 2020 年排出量予測		排出量取引制度 対象部門から の排出許容量 試算
	部門別	合計	部門別	合計	
輸送	225	512	163	400	365
電力	139		94		
商業・住宅	47		42		
産業	101		101		